

京都市告示第695号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、一般財団法人地域総合整備財団を京都市公金収納受託者とし、京都市地域総合整備資金貸付金の償還金の徴収事務を委託します。

令和6年3月29日

京都市長 松井 孝治

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)